

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（436））
2. 日時：平成29年10月17日 19時30分～19時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、
津金管理官補佐、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第8条 火災による損傷の防止」及び「第41条 火災による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 原子炉の安全停止に必要な機器の選定について、配管を火災防護対策機器として選定する根拠を再整理して提示すること。
 - 常設代替高圧電源装置の非常用ディーゼル発電機用燃料移送配管について、タイライン及びその区分を整理して提示すること。また、タイラインにより当該発電機用燃料の融通が利くことを整理して提示すること。
 - 緊急時対策所1階の防護具保管エリアへ行くには試料分析エリアを通過するルートとなるが、通路部の取り扱いとの関係を整理して説明すること。
 - 常設代替高圧電源装置置場の燃料移送配管の系統分離について、3時間耐火隔離に係る設計の具体を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB 8条火災による損傷の防止について）
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止（41条））
- ・東海第二発電所における原子炉の安全停止に必要な機器の選定について